

改正

平成18年9月14日鋸南町条例第25号

平成21年9月15日鋸南町条例第16号

鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、鋸南町立公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久間ダム公園	鋸南町大崩39番地4他
大六公園	鋸南町大六82番地19他

(施設及び範囲)

第3条 佐久間ダム公園内の施設は、県営地域用水環境整備事業で設置した施設及び範囲とする。
ただし、町長が特に必要と認めた施設及び範囲はこの限りではないものとする。

(管理運営の基本)

第4条 町長は、施設を常に良好な状態において管理し、その施設の目的に応じて最も効率的に、かつ法令その他に定めるものについては、その基準に適合して運営するように努めなければならない。

2 佐久間ダムに関する事項は、佐久間ダム管理規程及び佐久間ダム操作規程に定めるもののほか、必要に応じ関係機関と協議するものとする。

(行為の制限及び許可申請等)

第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、配付、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。

(4) 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる行為をしようとする者は、町長に届出をしなければならない。

(1) 佐久間ダム公園キャンプ場を利用しキャンプをしようとする者

3 第1項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

4 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

5 町長は、第1項各号に掲げる行為が公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

6 町長は、第1項又は第4項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(占有許可の申請)

第6条 前条に規定するもののほか、次に掲げる行為をしようとする者は、占有の目的、占有の期間、占有する場所その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 直売所等を設置しようとする者

(2) その他町長が認める行為をしようとする者

(占有の許可)

第7条 町長は、前条に掲げる行為が公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。

2 町長は、前条の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の取り消し)

第8条 町長は、第5条第1項、第4項及び第6条の規定により許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第6項及び第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) この条例の規定又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(使用料等)

第9条 第5条第1項、第4項及び第6条の許可を受けようとする者は、別表第1に掲げる使用料又は占有料を納付しなければならない。

2 第5条第2項に規定する行為をしようとする者は、別表第2に掲げる利用料を納付しなければならない。

(使用料等の免除)

第10条 町長は、使用料等を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者に係る使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(1) 使用の許可を受けた者の責に帰することのできない理由によって、当該許可に係る行為ができなくなった場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、町長が特に必要と認めた場合

(損害の賠償)

第11条 公園の区域内において、森林、園地その他の施設を滅失し、又は毀損した者は、直ちにその旨を届け出てその修理及び補充に要する経費を賠償しなければならない。ただし、町長は特別の事情があると認める場合には、賠償の責を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月14日鋸南町条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月15日鋸南町条例第16号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条第1項)

1 使用料

区分	単位	金額
物品の販売、配付、募金その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	80円
業としての写真撮影	1人1日につき	500円
業としての映画撮影	1件1日につき	10,000円
興業	1平方メートル 1日につき	20円

集会、競技会、展示会その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき	10円
------------------------	--------------------	-----

2 占用料

区分	単位	金額
直売所等	1 平方メートル 1 日につき	29円

別表第 2 (第 9 条第 2 項)

1 利用料

区分	単位	金額
施設 キャンプ場	1 張 1 泊につき	1,000円